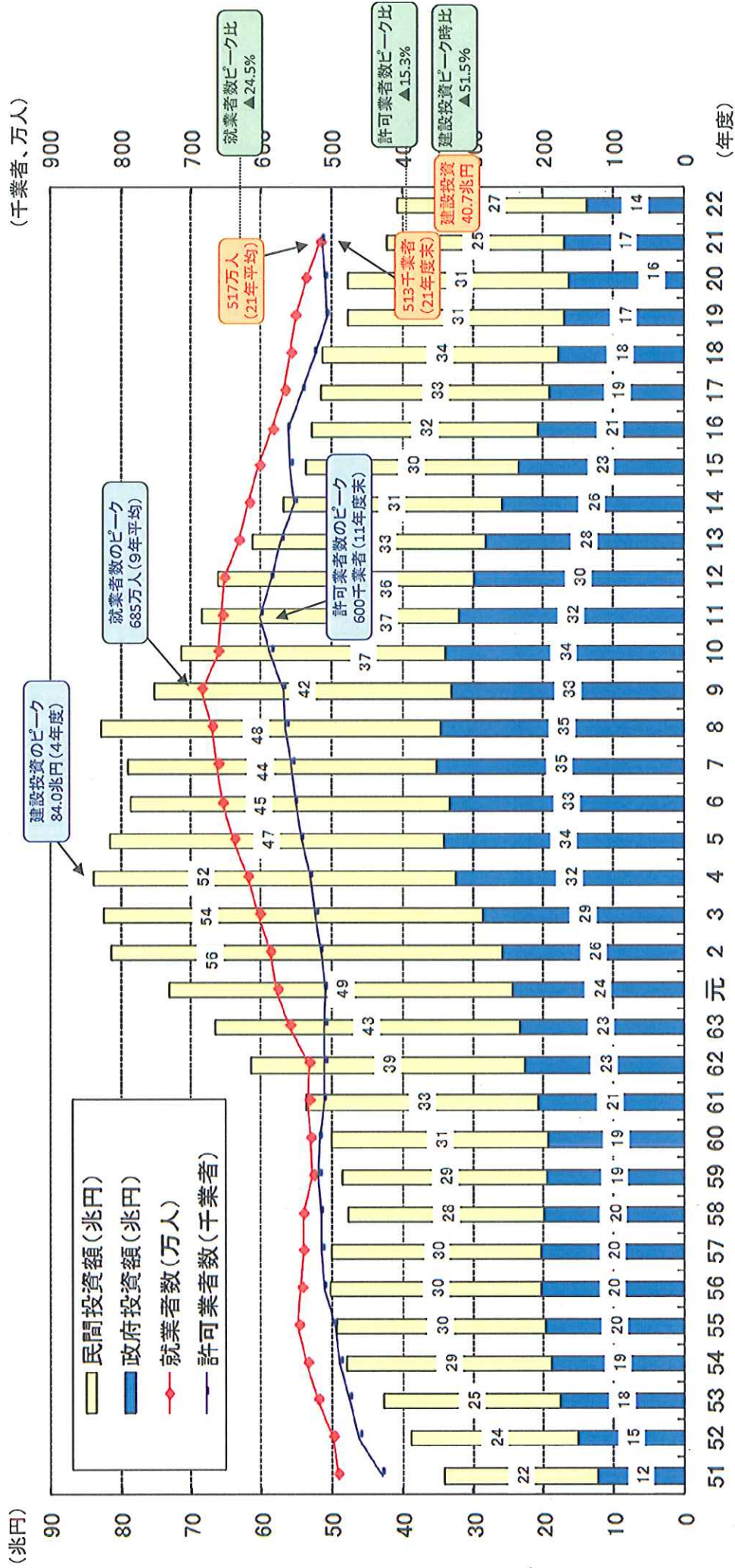


建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

資料2

- 建設投資額(平成22年度見通し)は約41兆円で、ピーク時(4年度)から約52%減。
- 建設業者数(21年度末)は約51万業者で、ピーク時(11年度末)から約15%減。
- 建設業就業者数(21年平均)は517万人で、ピーク時(9年平均)から約25%減。 ※22年8月は496万人(前年同月比30万人減)。

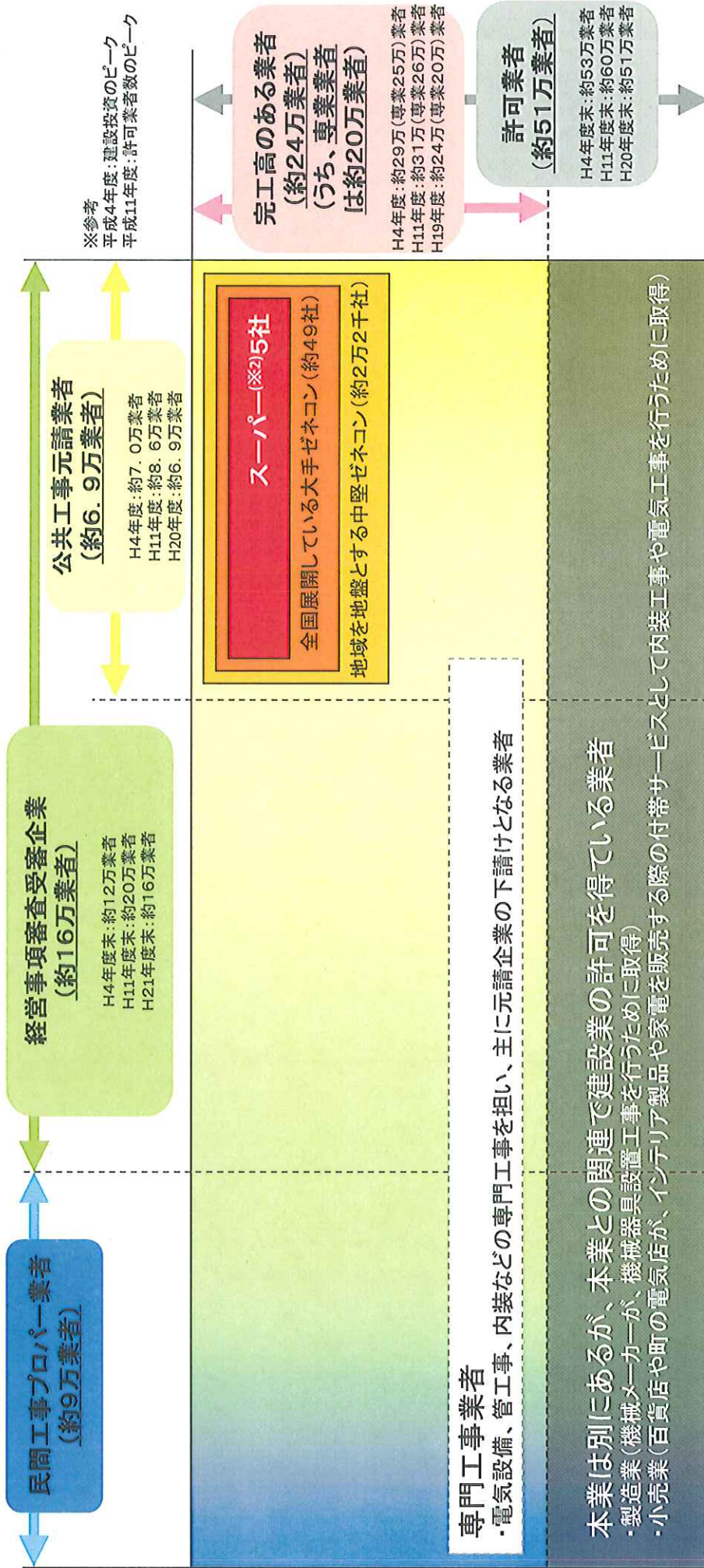


出所:国土交通省「建設投資見通し」・「許可業者数調べ」、総務省「労働力調査」
 注1 投資額については平成19年度まで実績、20年度・21年度は見込み、22年度は見通し
 注2 許可業者数は各年度末(翌年3月末)の値
 注3 就業者数は年平均

建設業の構造

建設許可業者数約51万業者のうち、平成20年度に建設工事完成工事高のある業者^(※1)は24.3万業者(前年度比14.0%増加)。そのうち建設業専業業者(総売上高に占める建設工事完成工事高の比率が80%以上)は20.5万業者(前年度比15.0%増加)。

※建設業許可業者数は平成21年3月末現在



※参考
平成4年度:建設投資のピーク
平成11年度:許可業者数のピーク

※1:完成工事高のある業者とは、建設工事施工統計調査票に施工実績(100万円以上)の記載があった業者

※2:完成工事高1兆円クラス

(出所)許可業者数

完成高のある業者数

公共工事元請業者数

経営事項審査受審業者数

:国土交通省「建設業許可業者数調査(平成22年3月末)」

:国土交通省「建設工事施工統計調査報告(平成20年度)」

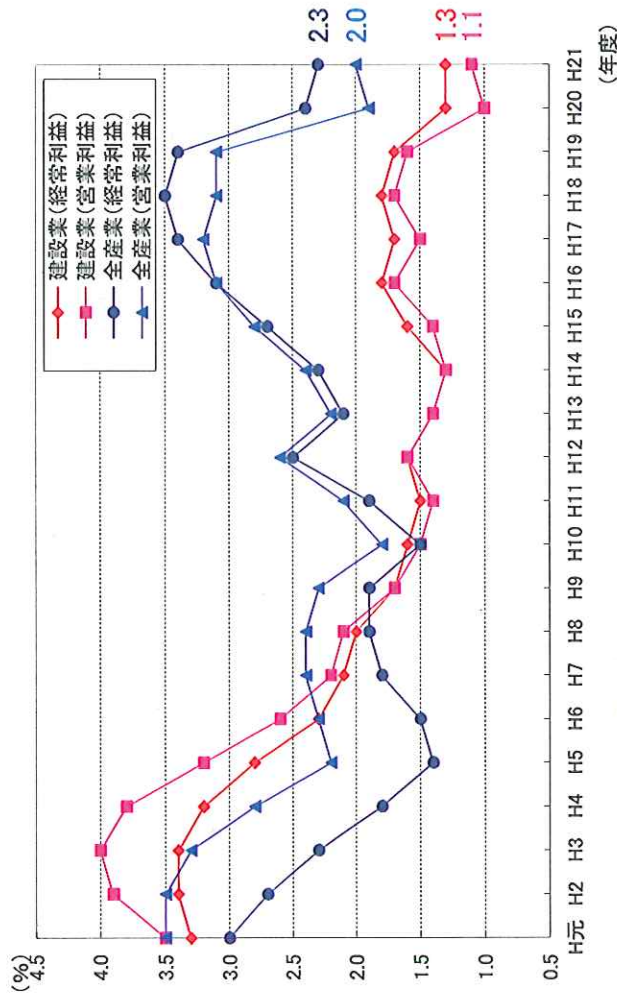
:東日本建設業保証、西日本建設業保証、北海道建設業保証調べ(平成20年度)

:建設業情報管理センター[CIC]における出力業者数(平成22年3月末)

建設業の利益率・規模別売上高営業利益率の推移

- 産業全体において利益率が大幅に低下、建設業も投資の減少等により、利益率が低迷している。
- 企業規模の小さい建設業者ほど、利益率が低迷している。

建設業の利益率の推移



建設業

営業利益率
経常利益率

平成3年度
(利益率のピーク)

4.0%
3.4%

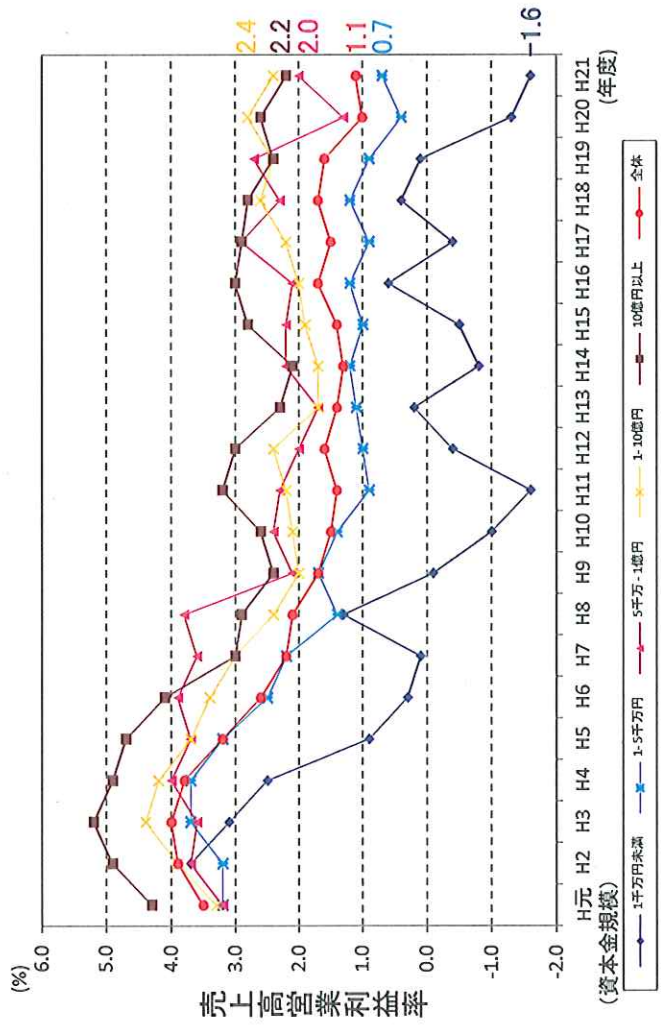
平成4年度
(建設投資のピーク)

3.8%
3.2%

平成21年度 (対ピーク比)

1.1% (▲2.9pt)
1.3% (▲2.1pt)

建設業の規模別売上高営業利益率の推移



建設産業を取り巻く厳しい環境

建設業を取り巻く状況

○建設投資の減少

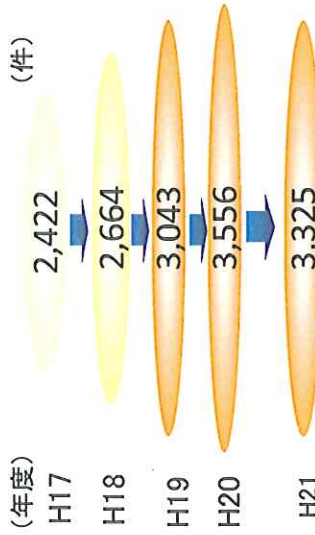
建設投資:

H4: 84兆円(ピーク時) → H22: 41兆円
(S52の水準)

公共事業費(国費):

H21: 9.4兆円(うち当初7.1兆円)
→ H22: 当初5.8兆円(▲38%)

○建設業の倒産件数は高止まり



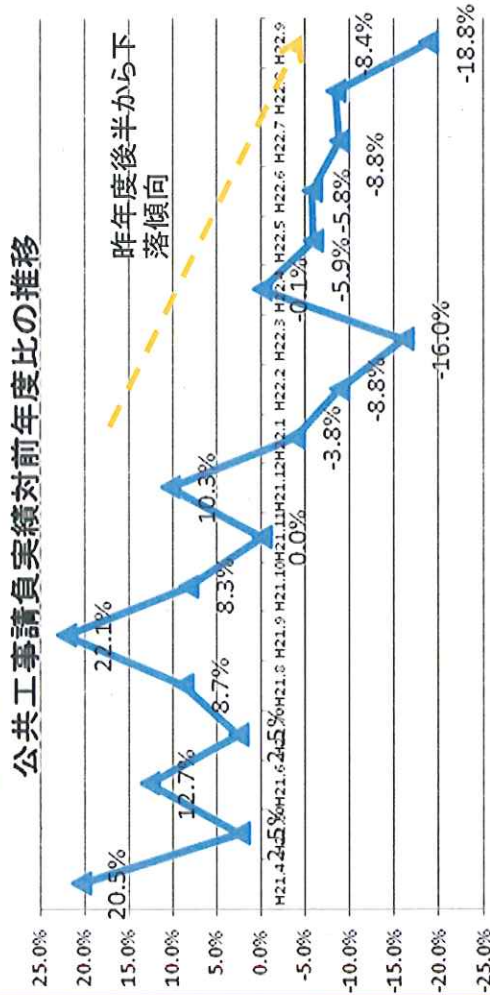
※法的整理(負債総額1,000万円以上)の件数
出所: 帝国データバンク

○業種別で最も高い倒産件数

H21年度	倒産件数	構成比
建設業	3,325	25.8%
製造業	2,009	15.6%
卸売業	1,904	14.8%
小売業	2,125	16.5%
運輸・通信業	525	4.1%
サービス業	2,345	18.2%
不動産業	438	3.4%
その他	195	1.5%
合計	12,866	-

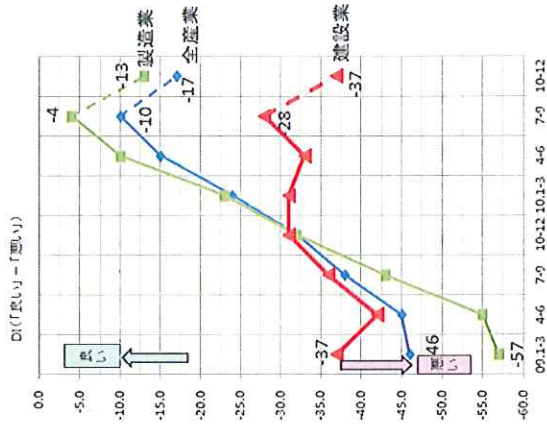
建設業の先行き不透明感

○先行き不透明感が増している



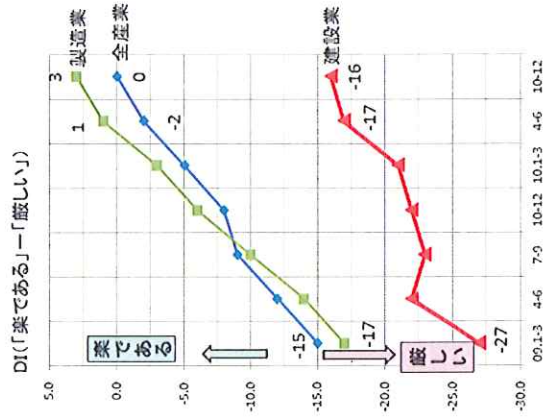
【出典】北海道建設業信用保証(株)、東日本建設業保証(株)、西日本建設業保証(株)の業務統計資料

業況判断



資料: 日本銀行「全国企業短期経営判断調査(短観)」より作成

資金繰り判断



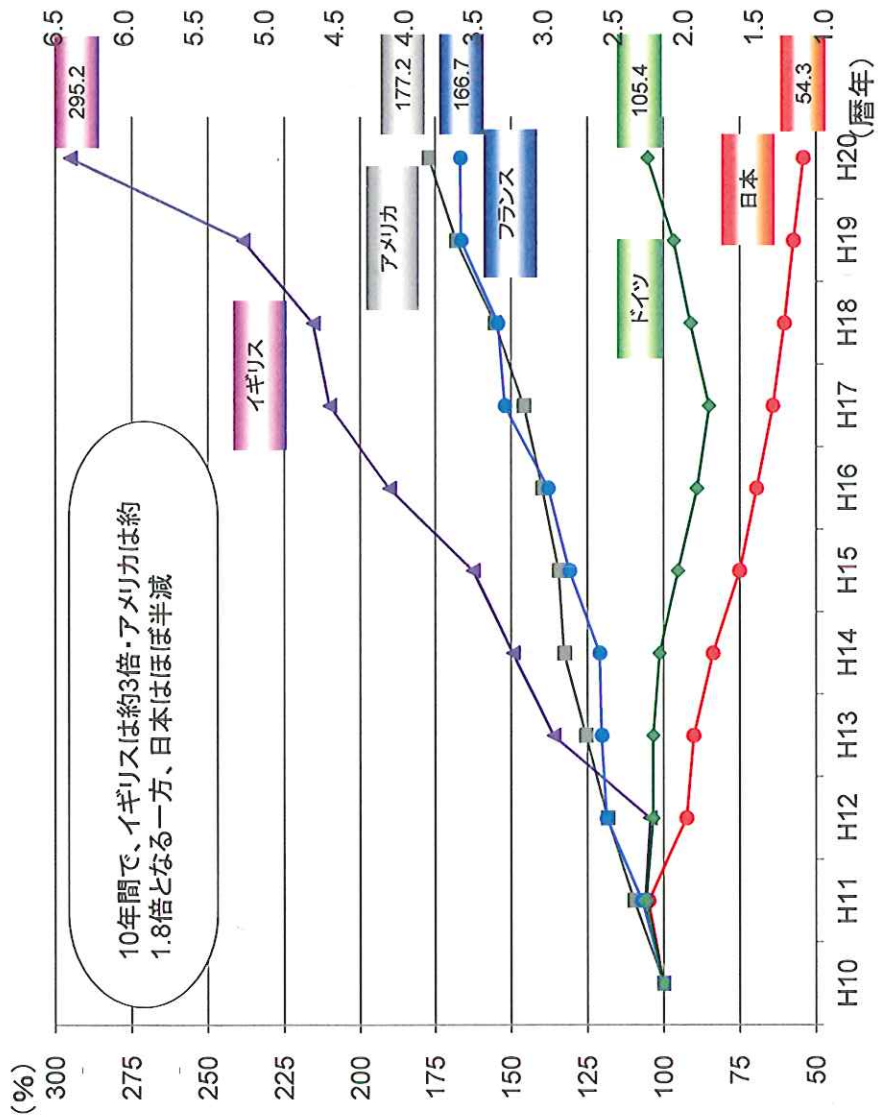
資料: 日本銀行「全国企業短期経営判断調査(短観)」より作成

公共投資水準の国際比較

- 日本の公共投資が減り続ける中、欧米は公共投資を増加
- 我が国の一般政府公的固定資本形成(注)の対GDP比は欧米諸国と同等の水準

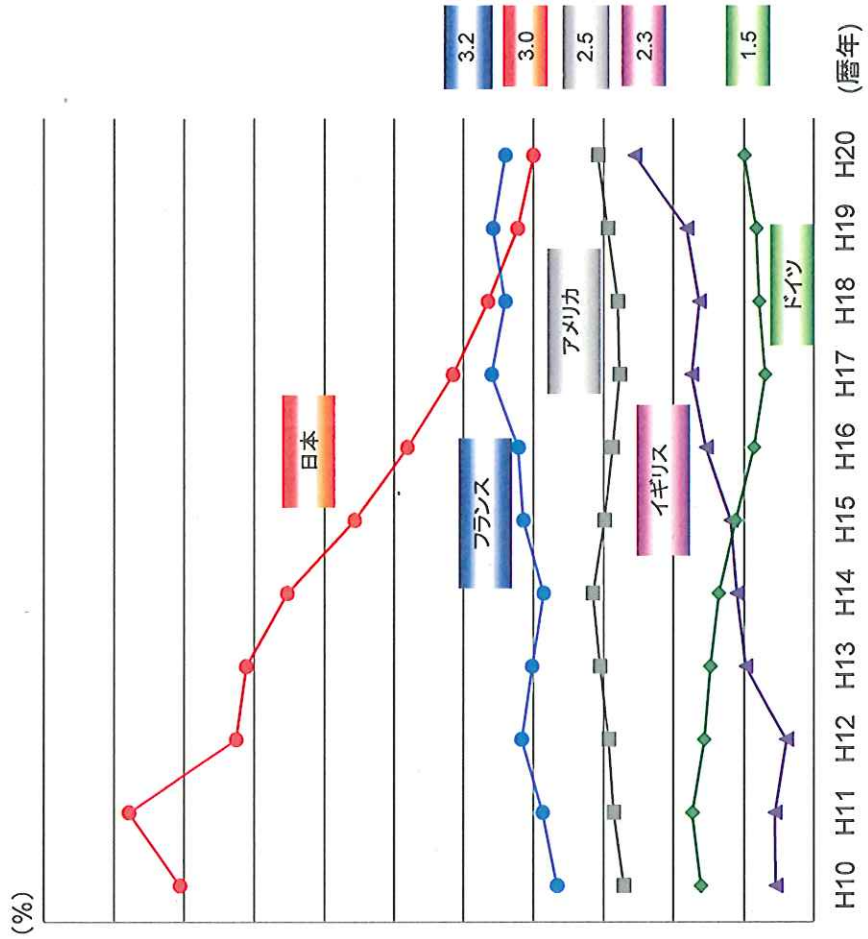
(注: 国と地方公共団体の行う社会資本の新設、改良等。公営企業が行うものは含まれない。また、用地費、補償費は含まれない。)

一般政府公的固定資本形成の推移(平成10年を100とした割合)



出典: OECD・National Accounts、日本の値は内閣府平成20年度国民経済計算(確報)
 ・平成17年の英国の1gについては、英国原子燃料会社(BNFL)の資産・債務の中央政府への承継(約145億ポンド)の影響を除いている。

一般政府公的固定資本形成のGDPに占める割合



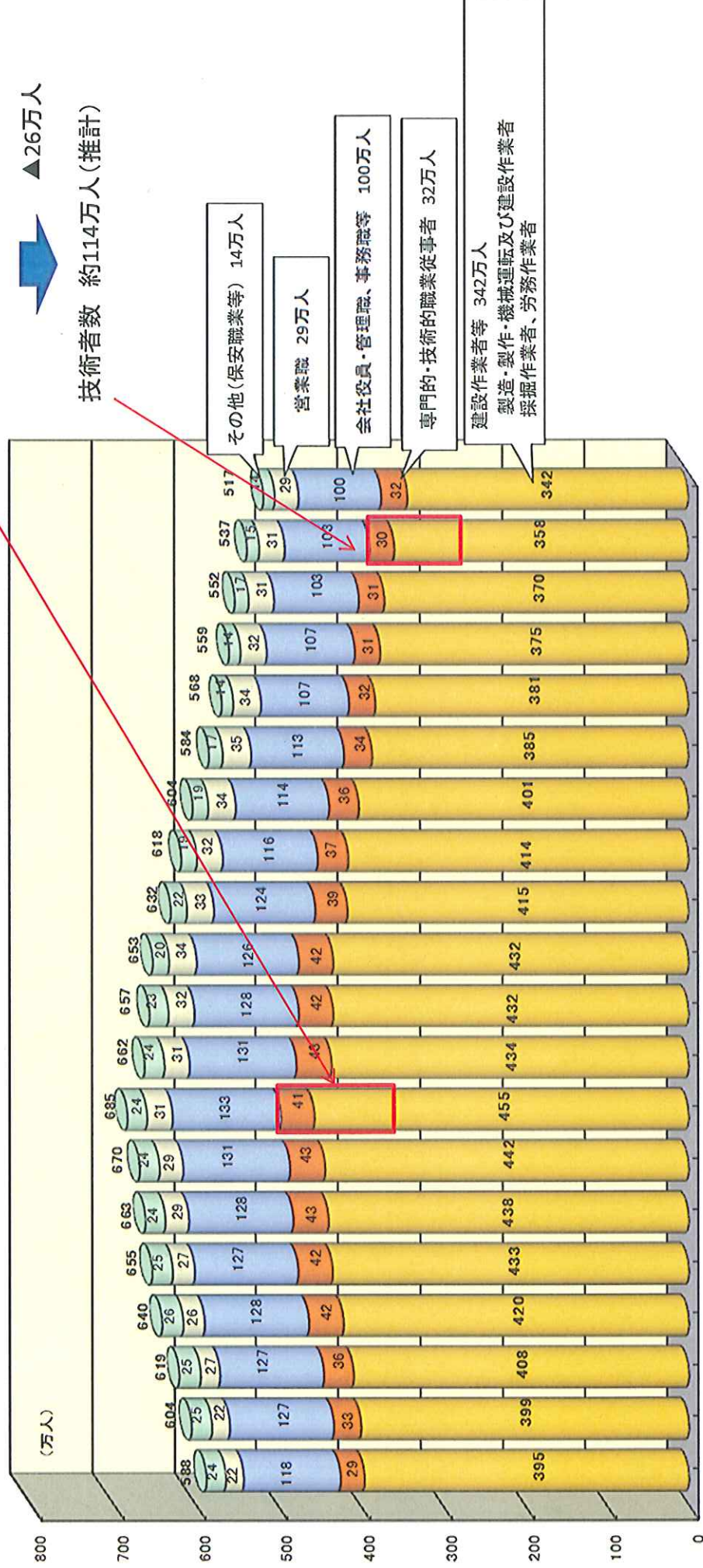
出典: OECD・National Accounts、日本の値は内閣府平成20年度国民経済計算(確報)
 ・平成17年の英国の1gについては、英国原子燃料会社(BNFL)の資産・債務の中央政府への承継(約145億ポンド)の影響を除いている。

建設業就業者数の推移

- 建設業就業者 : 685万人(H9) → 517万人(H21) ▲170万人(▲25%)
- 専門的・技術的職業従事者 : 41万人(H9) → 32万人(H21) ▲9万人(▲22%)
- 建設作業業者 : 455万人(H9) → 342万人(H21) ▲110万人(▲25%)

技術者の定義 建設業法第26条に基づく監理技術者・主任技術者(法第7条、15条該当者)

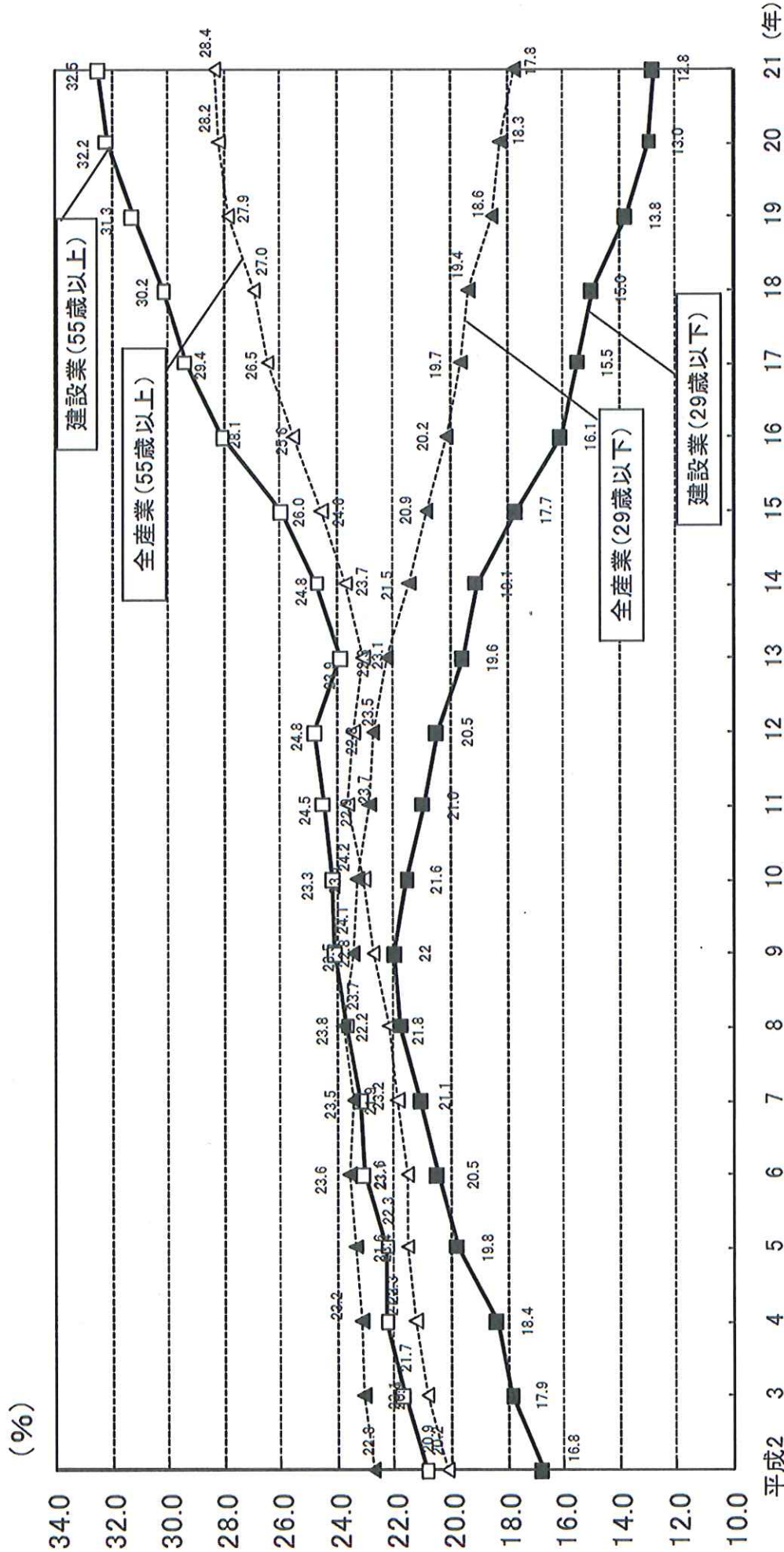
技術者数 約140万人
(国家資格者:6割、実務経験者:4割)
(H9 建設技術者に関する実態調査より)



H2年 H3 H4 H5 H6 H7 H8 H9 H10 H11 H12 H13 H14 H15 H16 H17 H18 H19 H20 H21
出所:総務省「労働力調査」(暦年平均)

建設業就業者の年齢構成の推移

○ 建設業就業者は、55歳以上が33%、29歳以下が13%と高齢化が進行しており、次世代への技術承継が大きな課題



資料:総務省「労働力調査」

建設業法の概要

建設業の許可を要するもの

許可制度

国土交通大臣許可	(2以上の都道府県に営業所を設置)
都道府県知事許可	(1の都道府県のみに営業所を設置)

28業種
(土木工事・建築工事等)

特定建設業許可	(3,000万円以上の下請契約を結ぶ工事)
一般建設業許可	(特定建設業以外)

許可の要件

経営業務管理責任者の設置

(許可を受けようとする建設業に関し5年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する常勤役員等を置かなければならない)

営業所専任技術者の設置

(営業所ごとに、技術検定等の試験に合格した技術者等を置かなければならない)

その他、財産的基礎を有していること 等

500万円未満の建設工事

(建築一式工事については、1500万円未満又は150㎡未満の木造住宅工事)

建設業の許可を要しないもの

技術者制度

建設工事の適正な施工の確保

監理技術者の設置

(3,000万円以上の下請契約を結ぶ工事)

主任技術者の設置

(全ての建設工事)

技術者の専任配置

(公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する工事を行う場合)

監理技術者資格証の携帯義務及び監理技術者講習の受講義務あり。

経営事項審査

経営に関する客観的事項の審査

(公共工事の入札に参加しようとする建設業者)

- ① 経営規模
- ② 経営状況
- ③ 技術力
- ④ その他

監督処分

法令遵守の実効性を確保するため不適格な者に対する処分

(請負契約に関し不誠実な行為・一括下請負等)

- ① 指示処分
- ② 営業停止処分
- ③ 許可取消処分
- ④ 罰則の適用

※ 許可を有さない者に対しても処分可能

請負契約の適正化

公正な請負契約の締結義務
請負契約の書面締結義務 等

- 請負契約の片務性の改善
- 下請負人保護の徹底

紛争の処理

建設工事紛争審査会

(建設工事の請負契約に関する紛争の処理のため、国土交通省及び都道府県に設置)

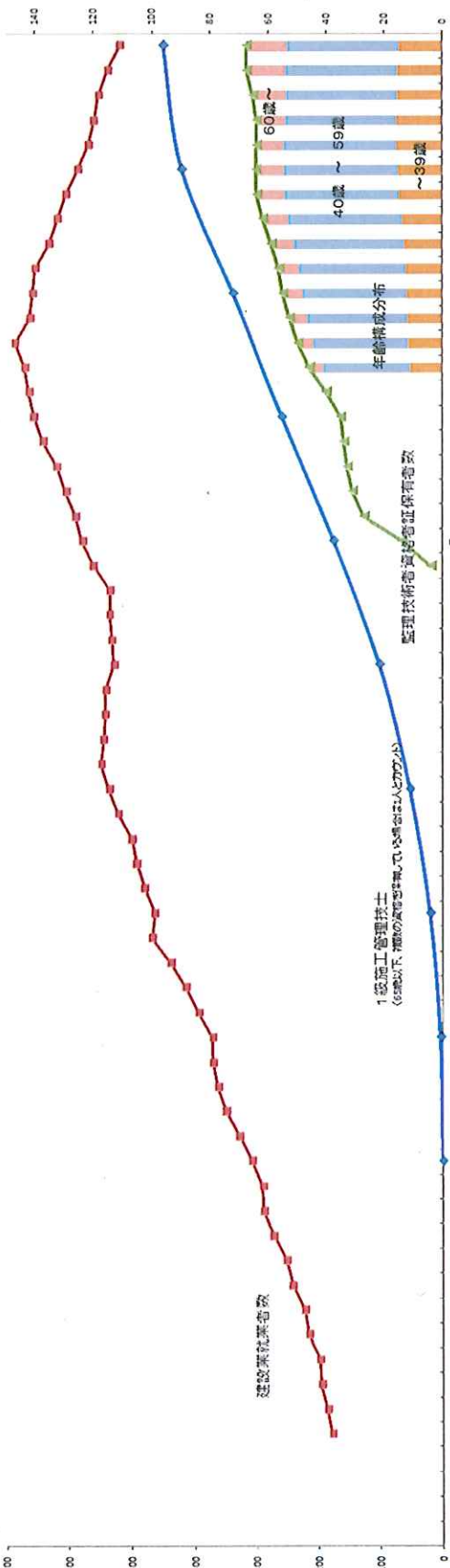
- ① あっせん
- ② 調停
- ③ 仲裁

技術者制度の制定の背景

- 昭和24年 建設業法制定
- 昭和35年 技術検定制度の創設(建設業法改正)

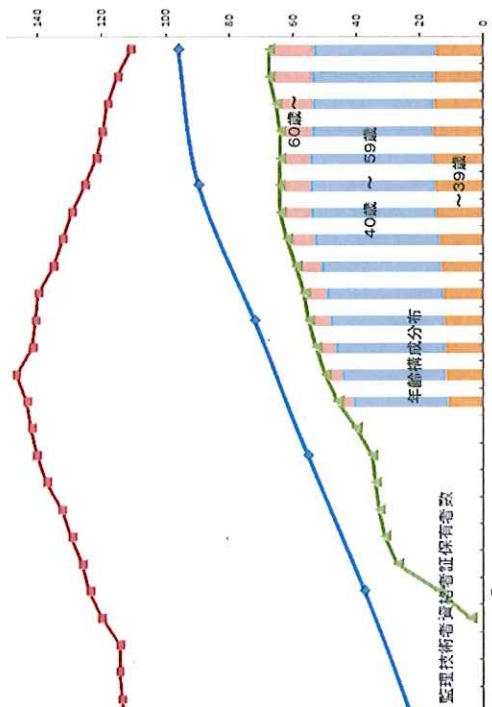
1級施工管理技士
(土木、建築、電気工事、管工事、造園、建設機械)

建設就業者数
(万人)



1級施工管理技士
(2級以下、補修の資格等専らでいる場合は人とカウント)

監理技術者資格者証保有者数
(万人)



建設業法	●S24制定 ・建設業を営もうとする者の登録制度 ・二種労働者に厚生技術者の設置を義務づけ ・公営せらるる重要建設工事には専任 ●S31制定 ・専任金額：300万円（電気配線・管40万円）以上	●S46改正 ・2.8業種別の許可制度の採用 ・特定建設業の許可制度の採用 ・一定金額以上の工事を行う者に対する実務業者に対し 監理技術者の設置を義務付け	●S52改正 ・2.8業種別の許可制度の採用 ・特定建設業の許可制度の採用 ・一定金額以上の工事を行う者に対する実務業者に対し 監理技術者の設置を義務付け	●S62改正 ・専任金額：1,500万円（建築3,000万円）以上 ●S63改正 ・専任金額：2,500万円（建築5,000万円）以上	●S62改正 ・資格者証を公共工事の企業連へ拡大 ・指定建設業制度を導入 ・指定建設業における監理技術者を専任業者に限定 ・指定建設業監理技術者資格者証を導入 ●S63改正 ・資格者証を民間工事へ拡大 ●指定建設業 講習を登録制に実施
建設業法施行令	●S32制定 ・建設機械 ●S33制定 ・建設機械	●S47制定 ・建設機械	●S50制定 ・建設機械	●S64制定 ・建設機械	●指定建設業 講習を登録制に実施
技術検定制度	●S25制定 ・建設機械 ●S26制定 ・建設機械	●S44制定 ・建設機械	●S49制定 ・建設機械	●S53制定 ・建設機械	●指定建設業 講習を登録制に実施
その他の主な資格	●S27制定 ・建設機械 ●S28制定 ・建設機械	●S45制定 ・建設機械	●S51制定 ・建設機械	●S58制定 ・建設機械	●指定建設業 講習を登録制に実施
会社制度	●S29制定 ・建設機械 ●S30制定 ・建設機械	●S46制定 ・建設機械	●S52制定 ・建設機械	●S59制定 ・建設機械	●指定建設業 講習を登録制に実施
社会的責務	●S34制定 ・建設機械 ●S35制定 ・建設機械	●S47制定 ・建設機械	●S54制定 ・建設機械	●S61制定 ・建設機械	●指定建設業 講習を登録制に実施

出所：建設省「労働力調査」、土木学会「日本土木史」
注：就業者数は年平均

建設業法における技術者制度の概要(1)

建設業許可	許可を受けている業種		指定建設業 (土木、建築、管、造園、鋼構造物、舗装、電気)		その他(指定建設業以外の21業種)	
	許可の種類	特定	一般	特定	一般	
建設業許可	営業所に必要な技術者の資格要件	一級国家資格者 国交大臣特別認定者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	
	元請工事における下請金額	3,000万円以上	3,000万円未満**	3,000万円以上**は契約不可	3,000万円未満 3,000万円以上は契約不可	
工事現場の技術者制度	工事現場に置くべき技術者	監督技術者	主任技術者	監督技術者	主任技術者	
	技術者の資格要件	一級国家資格者 国交大臣特別認定者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	
	工事現場における技術者の専任	公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で、請負金額が2,500万円(建築一式の場合は5,000万円)以上で必要				
	監督技術者資格者証の必要性	専任の監督技術者のときに必要	—	専任の監督技術者のときに必要	—	
	講習の必要性	専任の監督技術者のときに必要	—	専任の監督技術者のときに必要	—	

注)** 建築一式工事の場合は4,500万円以上

建設業法における技術者制度の概要(2)

工事現場に置くべき技術者	監理技術者	主任技術者
元請工事における 下請合計金額	3,000万円以上 (建築一式工事は4,500万円以上)	3,000万円未満 (建築一式工事は4,500万円未満)
技術者の資格要件	<ul style="list-style-type: none"> ● 一級国家資格者 <ul style="list-style-type: none"> ・1級施工管理技士 ・1級建築士 ・技術士 ● 実務経験者（指定7業種は除く） <ul style="list-style-type: none"> ・主任技術者としての要件を満たす者のうち、元請として4,500万円以上の工事に関し2年以上の指導監督的な実務経験を有する者 ● 国土交通大臣特別認定者 	<ul style="list-style-type: none"> ● 一級国家資格者 <ul style="list-style-type: none"> ・1級施工管理技士 ・技術士 ・1級建築士 ● 二級国家資格者 <ul style="list-style-type: none"> ・2級施工管理技士等 ● 実務経験者 <ul style="list-style-type: none"> ・大卒後3年以上の実務経験 ・高卒後5年以上の実務経験 ・10年以上の実務経験
その他の要件	建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者 (公共工事における元請の専任技術者については、3ヶ月以上の雇用関係が必要)	

監理技術者資格者証保有者数の推移

●中央建設業審議会「今後の建設産業政策の在り方について(第一次答申)」昭和62年1月

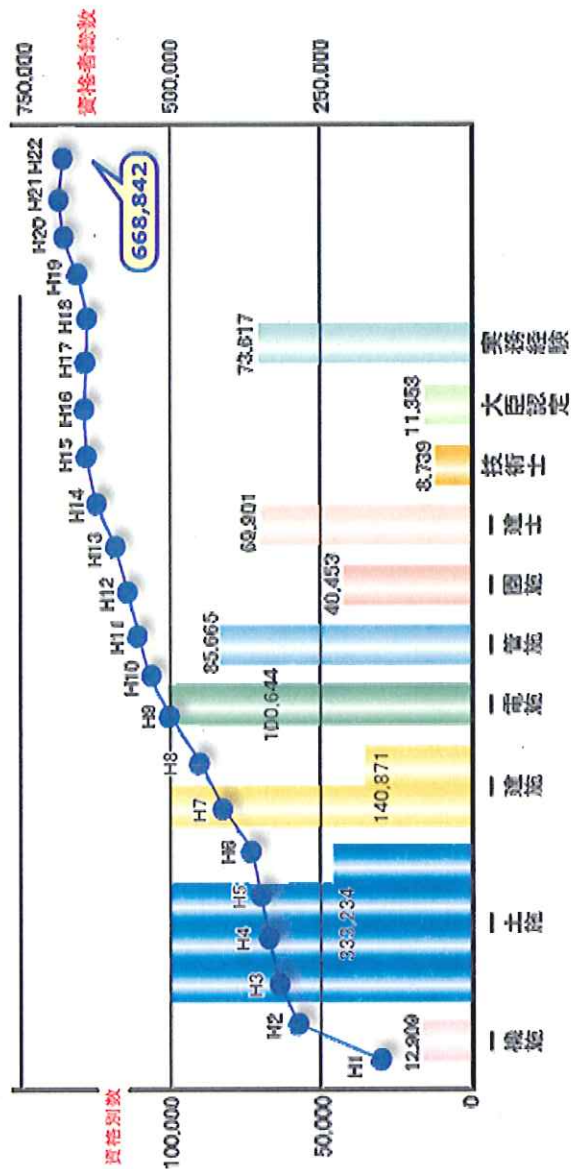
公共性のある工事の技術者の専任制

- 公共性のある工作物に関する重要な工事に係る**監理技術者**は、常に技術力及び下請管理能力の向上に努めるとともに、常時継続的に一工事現場に配置されている必要がある。このため、**監理技術者に有効期間を設けた登録証を発行し、更新を行う登録制度などを創設するとともに、公共工事に設置する監理技術者は登録証を交付された技術者でなければならない。**
- 総合的な施工管理能力を有する監理技術者による適正な施工及び専任制の確保を図ることが適当である。



年	監理技術者資格者証の変遷
S62.6 改正	<ul style="list-style-type: none"> ●指定建設業監理技術者資格者証を導入 (建設業法26条第4項)
H6.6 改正	<ul style="list-style-type: none"> ●監理技術者資格者証の交付対象を指定建設業から全業種に拡大 (建設業法26条第4項) ●監理技術者資格者証の交付に、大臣の指定する講習の受講が義務づけられる (建設業法27条の18第4項)
H16.1 改正	<ul style="list-style-type: none"> ●監理技術者講習実施機関の登録制が導入される (建設業法26条の8、施行規則17条の6)
H18.12 改正	<ul style="list-style-type: none"> ●民間工事においても監理技術者資格者証の携帯が義務付けられる (建設業法26条第3項第4項、第5項)

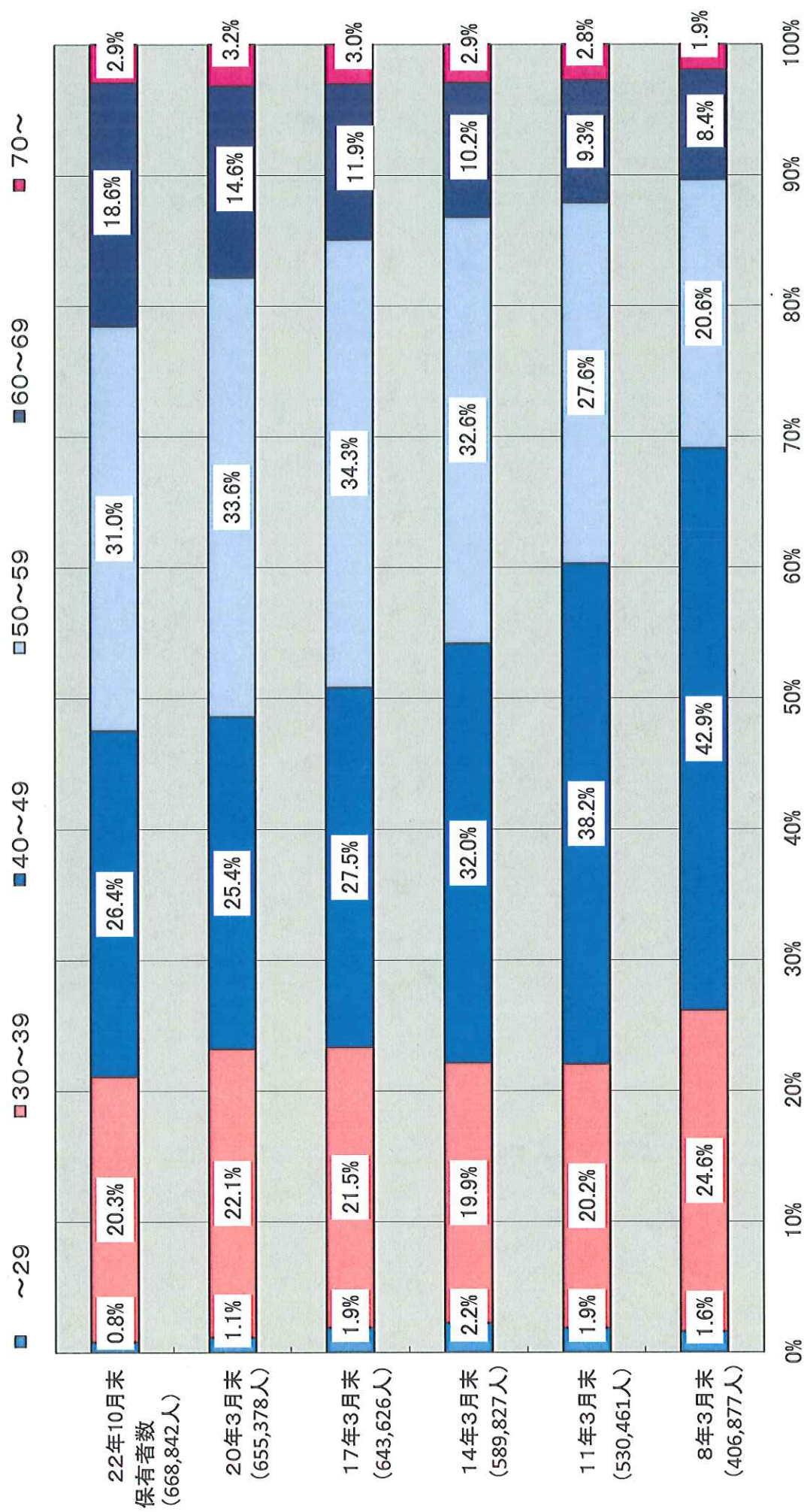
監理技術者資格者証保有者数(平成22年10月末時点)



出典:財団法人建設業技術者センター(CE財団)ホームページ

※資格別保有者数では、1人で複数の資格を有する場合、重複して計上

監理技術者資格者証保有者の年齢構成分布



監理技術者資格者証保有者数の内訳

22.10.31現在の監理技術者資格者証保有者(668,842人)が有する資格の数を表示

業種区分	土木	ほ装	しゅんせつ	水道施設	とび・土工	塗装	石	鋼構造物	建築	大工	屋根	がたい・プロック・クレタ	内装仕上	左官	鉄筋	板金	ガラス	防水	熱絶縁	建具	電気	管	機械器具設置	電気通信	造園	さく井	清掃施設	消防施設		
	建設業法 「技術認定」	建設機械施工技士	建設機械施工技士 (12,909人)																											
土木施工管理技士 (333,234人)																														
国家資格	建築士法																													
	技術士法	技術士※2	技術士※2 (8,739人)																											
実務経験 ※3																														
		(実務経験 84,970人) 100人以下は非表示																												
	3,594	255	3,049	1,195	1,460	126	4,123	174	1,424	185	176	1,385	1,600	251	882	3,447	1,476													

■:指定7業種

※1

※1 原則として元請として4,500万円以上の工事に関し2年以上の指導監督的な実務経験が必要。(土木、ほ装、鋼構造物、建築、電気、管、造園は除く)

※2 業種に対応する部門・職種が該当

※3 実務経験には大臣認定を含む。(指定建設業(土木、ほ装、鋼構造物、建築、電気、管、造園)は大臣認定のみ)

監理技術者の職務

<建設業法の規定>

○ 職務の概要

- ・施工の技術上の管理をつかさどること。(法第26条第2項)
- ・監理技術者は、工事現場における建設工事を適正に実施するため、施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に行わなければならない。(法第26条の3)

<技術上の管理:作業例>

■ 施工計画

- 設計図書(図面、仕様書)等に基づき、諸法令の制約を受ける中で、契約上要求される工事的物を築造するための計画
 - ・設計内容を詳細に把握し、「施工計画書」「施工図」等を作成
 - ・土質や周辺環境の事前調査
 - ・使用機械を選定
 - ・作業者を配置 等

■ 工程管理

- 決められた工期内に完成させるための工事管理
 - ・施工方法、施工順序を決定
 - ・各作業の作業時間を決定
 - ・工程図(主にはバーチャート)を作成
 - ・工程図と進捗を常に比較し、必要に応じて遅延対策 等

■ 安全管理

- 労働者事故や第三者災害を防止するための安全管理
 - ・労働者の安全衛生教育の指導(安全衛生ミーティング)
 - ・作業場所の巡視(安全パトロール)
 - ・安全施設の整備
 - ・周辺交通への配慮 等

■ 環境保全

- 公害の防止
 - ・騒音
 - ・振動
 - ・粉じん
 - ・水質汚濁
- 自然環境の保全
 - ・廃棄物の適正処理
 - ・建設副産物のリサイクル 等

■ その他

- 官公署への届出
- 周辺住民との折衝 等

■ 品質管理

- 工事的物の形状や寸法、性能等の品質管理
 - ・使用材料の品質チェック
 - <例>コンクリート、鋼材等の受け入れチェック
 - ・構造物の出来型チェック
 - <例>鉄筋が設計図通りに配置されているかをチェック
 - <例>盛土工事における締め度チェック
 - ・機能チェック
 - <例>水門の開閉の試運転チェック
 - <例>道路情報板の稼働チェック
 - ・工事写真として記録 等

<従事者への指導監督:主な事例>

- 下請業者への指導監督(業者間の作業工程の調整、実地の作業指導、適切な施工体制への監督、作業者の入退場管理 等)
- 自社従業員への指導(資機材の発注、現場のセキュリティ確保、コスト管理 等)

監理技術者資格者制度と「監理技術者資格者証」

監理技術者制度

- 建設工事の現場では、以下事項を防止し、適正な施工が求められる。
 - ・粗漏工事や手抜き工事等の不良施工
 - ・作業者の事故や公衆への災害
 - ・騒音・振動や不適切な廃棄物処理などの環境への悪影響等

工事現場の技術者は重要な役割

- そこで建設業法では、一定の重要な工事を行う元請け建設業者に
対して、『監理技術者』を現場に専任で配置することを義務付け。
(法第26条第2,3項)

イ. 監理技術者になりえる者

- ・建設業法に基づく技術検定合格者(1級施工管理技士) ・1級建築士
- ・技術士 ・実務経験者

ロ. 上記イに加えて、以下の要件を満たすことが必要 (法第26条第4,5項)

- ①資格の適正性を証明する「監理技術者資格者証」を携帯していること
- ②「監理技術者講習」を受講した者であること

※対象となる工事(例)

- 公共性のある施設・工作物や多数の者が利用する施設・工作物 (政令第27条)
- ・公共工事(道路、トンネル、橋梁、ダム、堤防、都市公園、港湾等)
- ・民間工事(マンション、百貨店、ホテル、事務所等)

- 当該制度は、建設工事の適正な施工により、発注者(注文者)や
ユーザーの保護に寄与する重要な施策。

<監理技術者の職務>

- 技術上の管理
 - ・施工計画の作成(施工計画書・施工図の作成等)
 - ・工程管理(施工方法等の決定、工程図の作成と進捗管理等)
 - ・品質管理(使用材料のチェック、構造物の出来型・機能チェック等)
 - ・安全管理 ・環境保全 等
- 施工に従事する者の技術上の指導監督
 - ・下請業者への指導監督 ・自社従業員への指導 等

監理技術者資格者証(記載内容と確認方法)

氏名 建設 太郎	昭和53年 2月28日 生	本籍 東京都
住所 東京都千代田区二番町3番地	平成17年 5月10日 交付	平成22年 3月11日
顔写真	交付番号 第000100000000号	
監理技術者資格者証		
平成27年 5月 9日 まで有効		
国土交通大臣指定資格者証交付機関		
財団法人建設業技術者センター		
許可番号国土交通大臣 第0000000号		
所属建設業者 (株) ×建設	一社 長 一 貴裕	
住所 東京都千代田区石原電氣街10番1011001000000000100	代表者 無	1000110010101011001000000000100

■本人性

- 氏名、生年月日、住所
→ 住民基本台帳ネットワークによる「住民票」で確認
- 顔写真
→ 運転免許証 or パスポート or 住民基本台帳カード(写真入り) or 外国人登録証 で確認

■所属建設業者

- 雇用関係
→ 健康保険証の写し or 住民税特別徴収税額の通知書又は変更通知書(納税義務者用) で確認
- 商号名称、許可番号
→ 建設業許可通知書 で確認

■資格要件

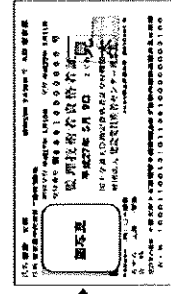
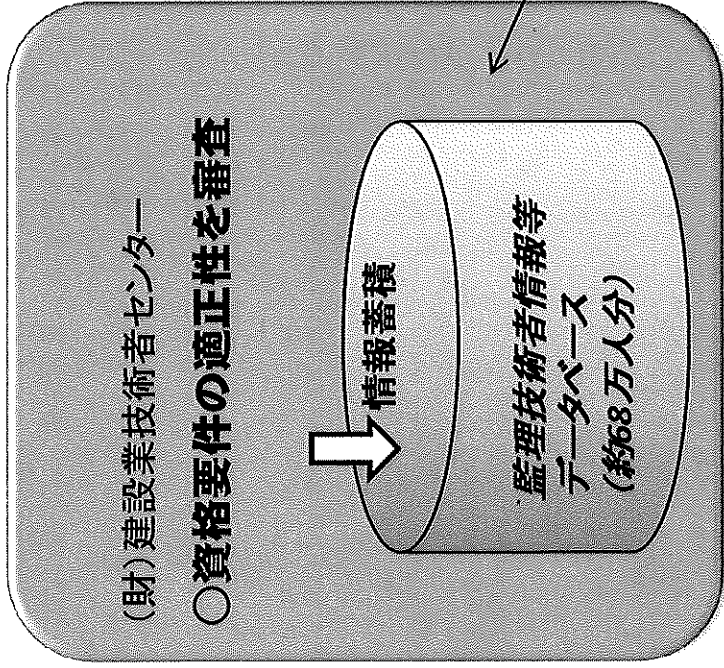
- 1級国家資格
→ 合格証明書 で確認
 - 実務経験
→ 実務経験証明書 で確認
- 保有資格に応じて、施工できる「建設業の種類」を決定

監理技術者資格者証 ～ 交付の流れと活用～

有資格者

- <土木一式工事>
 - ・1級土木施工管理技士
 - ・1級建設機械施工技士
 - ・技術士(建設、総合技術監理 等)
 - <建築一式工事>
 - ・1級建築施工管理技士
 - ・1級建築士
 - <電気工事>
 - ・1級電気工事施工管理技士
 - ・技術士(電気電子 等)
 - <管工事>
 - ・1級管工事施工管理技士
 - ・技術士(機械 等)
 - <舗装工事>
 - ・1級土木施工管理技士
 - ・1級建設機械施工技士
 - ・技術士(建設、総合技術監理 等)
 - <造園工事>
 - ・1級造園施工管理技士
 - ・技術士(森林[林業] 等)
 - <左官工事>
 - ・1級建築施工管理技士
 - ・実務経験者
 - <とび土工工事>
 -
 - <.....>
 - <.....>
 - <.....>
- (建設業は28種類)

申請



活用
○省、△省、×省
A県、B県
X市、Y市、Z市
.....
民間注文者
○社、△社
A氏、B氏



監理技術者講習の概要(1)

○講習内容

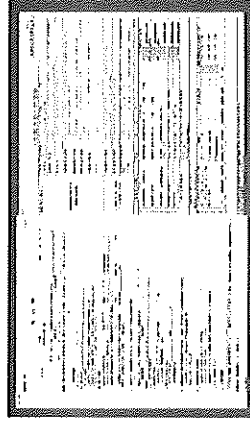
科目	内容
①法律制度	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業法 ・労働安全衛生法 ・建設リサイクル法 ・道路法 ・品確法 ・省エネルギー法等
②建設工事の 施工管理	<ul style="list-style-type: none"> ・施工計画 (設計図書、仕様書 等) ・工程管理、原価管理 ・品質管理 (瑕疵担保、現場コンクリート 等) ・安全管理 (足場からの転落防止、現場の事故概要 等) ・環境管理 (廃棄物の適正処理、再生資源の利用)
③最新の資機 材及び施工 方法	<ul style="list-style-type: none"> ・環境対策技術 ・耐震・制震技術 ・省エネルギー管理技術 ・シールト掘削機の展開 ・情報化施工の展開 ・多自然川づくり ・景観や歴史環境等の工事に関連する施策動向 ・環境対応型建設機械の動向 ・舗装技術 ・高強度コンクリート施工 ・新エネルギー効率化技術 ・建物緑化技術 ・建築物のバリアフリー ・高調波対策



粉塵飛散を防止しながら除去

例(アスベスト除去作業)

- 一労働安全衛生法・石綿障害予防規則改正
- ・これまでの措置に加え、事前調査の結果の揭示、隔離の措置を講ずべき作業範囲の拡大や隔離作業場所における新たな措置、電動ファン付き呼吸用保護防具等の義務付けの規定等が新たに追加。(H21. 4施行)



例(解体工事に際しての届出書の様式変更等)

- 一建設リサイクル法・省令改正
- ・建築物の解体工事の施工順序が詳細化(石膏ボード等の先行取り外し)されるとともに、着手の際に都道府県等に届け出る様式について、内容充実及び効率化の観点から見直し。(H22. 4施行)

○講習のねらいと効果

- ・資質の維持向上の機会となる。
- ・最新の知識のみならず、施工の基本である工程・品質・安全等の管理の重要性が再認識できる。
- ・その後の実務においても、講習テキストから必要な情報が逐次取得できる。

仮に講習がなかったら……

- ・最新の法制度・基準・技術動向等の知識の欠如による、施工不良、環境負荷の増大、第三者災害、行政手続きの不備等の恐れ

監理技術者講習の概要(2)

登録監理技術者講習 (H16.3～現在)		参考 (指定監理技術者講習:H7.4～H16.2)	
講習時間	6時間 (省令)	4時間 (告示)	
受講料*1)	11,000円(現在)	12,300円(H15)	
講習内容	○法律制度 ○建設工事の施工管理 ○最新の資機材及び施工方法 (省令)	○法律制度 ○最近の技術基準・運用、及び技術動向等 (告示)	
効果測定	有	無	
都道府県別の平均開催回数	48回/年間	13回/年間	
更新	5年	5年	
フォローアップ	○テキスト内容に関する最新情報を希望者へEメール送信(3ヶ月毎)。*1) ○テキスト関連参考資料をHPに掲載。*1)	無	

○関連する業界団体(全国建設業協会、全国中小建設業協会、建築業協会等)からの主な意見

<制度創設時>

- ・一定規模以上の公共工事は、適正な技術者であることを証明する資格証を交付して専任性を確認する。かつ、当該資格証は、一定期間毎の更新制とする。
- ・有資格者に対し、一定の年度毎に研修の受講を義務付ける。 ※S61の意見

<民間工事への拡大時>

- ・現在、公共工事のみに義務付けられている監理技術者講習を、民間工事にも拡大すべき。
- ・一度取得した資格が、何らチェックされることがなく生涯有効であることは問題である。 ※H18の意見